

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第108号 下石神井の森緑地

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある下石神井四丁目を含む第7地域のまちづくりの指針において、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することを掲げている。

また、練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）（令和6年3月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策に位置づけ、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）」における確保地として位置づけられた、ケヤキの大木やモミジ等からなる面積約0.11ヘクタールの樹林地である。当区域は、平成4年から憩いの森として広く区民の利用に供されている。

こうしたことから、当該地域のみどりを保全し、散策や休息の場などとして住環境の向上を図るため、本計画地約0.11ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。